

堺伝匠館 PR コンテンツ制作業務
仕様書

1. 業務名

堺伝匠館 PR コンテンツ制作業務

2. 目的

本業務は、堺の伝統産業等の発信拠点である「堺伝匠館」の PR コンテンツを制作することにより、施設の認知向上を図り、来館促進及びオンラインショップへの誘導につなげ、堺の伝統産業等への関心を具体的な購買・来訪行動へと結び付けることを目的とする。

3. 履行場所

堺伝匠館その他発注者が指定する場所

4. 履行期間

契約締結日～令和 9 年 3 月 31 日（水）

5. 業務実施体制等

受託者は、契約締結後速やかに、納品までの作業スケジュール等を記載した業務実施計画書及び、本業務に係る実施体制、人員配置、役割分担等を示した業務実施体制表を作成し、発注者に提出すること。

また、作業スケジュール又は実施体制等に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ報告の上、必要に応じて資料の修正・追加を行うこと。

6. 業務内容

受託者は、堺伝匠館の認知向上、来館促進及びオンラインショップへの誘導を目的として、以下のコンテンツを制作すること。なお、制作にあたっては、視覚的訴求力が高く、堺伝匠館の魅力が効果的に伝わる内容とすること。

(1) コンテンツ素材の撮影

- ・受託者は、本業務で制作するポスター、チラシ及び動画に使用する素材を撮影するため、必要に応じて施設、イベント等の撮影を行うこと。
- ・撮影対象となるイベントは、堺伝匠館で定期的に実施される各種実演・体験プログラム（包丁研ぎ、和菓子づくり、お香づくり、かほり袋づくり、包丁研ぎ方教室、雪花染め等）とし、来館者が楽しみながら伝統産業に触れられる魅力が伝わるよう撮影すること。

- ・撮影日時等については、発注者と協議の上決定すること。
- ・撮影内容については、事前に発注者と協議の上決定すること。
- ・人物の撮影にあたっては、肖像権等に十分配慮し、必要な許諾を得ること。

(2) 堺伝匠館 PR ポスター制作

- ・ポスターは1種類制作すること。
- ・B2 サイズカラー片面を基本とし、用紙はコート紙相当とすること。
- ・制作部数は日本語版 50 枚とし、英語版については印刷を行わず、同一デザインを基に翻訳したデータ納品のみとする。
- ・堺伝匠館の認知向上及び来館促進を目的としたポスターを制作すること。
- ・ポスターは、施設の魅力が直感的に伝わる写真を中心とした構成とし、館内のフロア構成及び概要を紹介する内容とすること。
- ・ホームページ、オンラインショップ及び SNS への導線として、二次元コードを掲載すること。

(3) 堺伝匠館 PR チラシ制作

館内配架に加え、各種催事や観光イベント等での活用を想定し、持ち帰りやすく視認性の高い構成・デザインとすること。

① 施設紹介チラシ

- ・施設紹介チラシは1種類制作すること。
- ・A4 サイズ両面カラーを基本とするが、より効果的な広報が期待できる場合は、発注者と協議の上、この限りでない。
- ・用紙はコート紙相当とすること。
- ・制作部数は1000 枚とする。
- ・堺伝匠館の認知向上及び来館促進を目的とし、ポスターとのデザイン統一感を持たせたチラシを制作すること。
- ・堺伝匠館における展示、販売及び体験の魅力が視覚的に伝わる内容とすること。
- ・ホームページ、オンラインショップ及び SNS への導線として、二次元コードを掲載すること。

② 商品 PR チラシ

- ・伝統産業及び商品の特性に応じ、2 種類以上のチラシを制作すること。
- ・A4 サイズ両面カラーを基本とするが、より効果的な広報が期待できる場合は、発注者と協議の上、この限りでない。
- ・用紙はコート紙相当とすること。
- ・制作部数は各 200 枚以上とし、合計 400 枚以上とする。

- ・チラシの構成については、堺伝匠館で取り扱う代表的な商品（刃物、注染手ぬぐい、線香等の工芸品、昆布加工品、和菓子等の食品）を参考に、ターゲットに応じた構成とすること。
- ・オンラインショップへの誘導を目的とした商品 PR チラシを制作すること。
- ・商品写真、使用イメージ等を活用し、購買意欲を喚起するデザインとすること。
- ・オンラインショップをはじめ、ホームページ及び SNS への導線として、二次元コードを掲載すること。
- ・掲載する商品については、発注者と協議の上決定すること。

(4) 堺伝匠館 PR 動画制作

YouTube をはじめとする SNS、ホームページ及びデジタルサイネージ等での活用を想定し、取材、撮影、編集並びにナレーターの手配等を行い、堺伝匠館の魅力が伝わる PR 動画を制作すること。

① 本編動画

- ・堺伝匠館のフロア構成、館内で提供するサービスの内容及びアクセス情報について、来館意欲の喚起につながるよう分かりやすく紹介する動画を制作すること。
- ・動画時間は 3 分～5 分程度とすること。
- ・動画は、YouTube 等での活用を想定した横型（16:9）を基本とすること。
- ・YouTube 等での視聴を想定し、日本語ナレーション及び BGM を使用すること。
- ・日本語字幕を付した動画とするとともに、インバウンド対応として英語字幕版動画も制作し、納品すること。
- ・無音再生にも対応できるよう、テロップや視覚表現により内容が伝わる構成とすること。
- ・YouTube 等での掲載に使用するサムネイル画像を制作し、納品すること。

② ショート動画

- ・ショート動画は、本編動画の撮影素材等を活用し、本編動画の内容をテーマごとに再構成したものを基本とすること。
- ・SNS 等での活用を想定した短尺動画を 5 本以上制作すること。
- ・ショート動画については、日本語版のみの制作とし、英語字幕版の制作は不要とする。
- ・動画時間は 15～30 秒程度とすること。
- ・動画は、SNS 等での活用を想定した縦型動画（9:16）を基本とすること。
- ・来館促進及びオンラインショップへの誘導を意識した構成とし、視覚的訴求力の高い内容とすること。
- ・無音再生にも対応できるよう、テロップや視覚表現により内容が伝わる構成とすること。

7. 校正・修正

受託者は、企画案、シナリオ、ナレーション原稿、字幕、デザイン等その他制作物の内容について、各段階において発注者と協議の上確認を受け、必要な校正及び修正を行うこと。
また、納品前に最終確認を行い、発注者から修正等の指示があった場合は、当該指示に基づき必要な修正・追加を行うこと。

8. 納品

(1) 納品期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

なお、発注者と協議の上、完成した制作物から順次納品を行うこととする。

(2) 納品場所

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課

9. 成果物

(1) 静止画コンテンツ

- ・ポスター及びチラシの編集可能な元データ一式（ai データ：アウトラインあり、なし）
- ・印刷用高解像度 PDF
- ・ホームページ掲載等に使用可能な電子配布用 PDF データ
- ・ポスター及びチラシデータ（JPEG 形式）
- ・取材及び撮影時に取得した写真データ一式
- ・印刷したポスター（日本語版 50 枚）
- ・印刷した施設紹介チラシ（1,000 枚）
- ・印刷した商品 PR チラシ（各 200 枚以上）

※ポスター英語版については印刷は行わず、上記データ（ai・PDF・JPEG）のみ納品すること。

(2) 動画コンテンツ

- ・本編動画及びショート動画データ（MP4 形式）
- ・本編動画の字幕データ（日本語版・英語版／テキスト形式）
- ・サムネイル画像（JPEG 形式）
- ・取材及び撮影時に取得した各動画元データ一式

10. 提出書類

(1) 業務実施計画書

(2) 業務実施体制表

(3) 業務完了届

(4) その他発注者が指示するもの

11. 著作権

- ・本業務において作成した成果物及び本業務の実施に当たり撮影した写真、動画その他素材に係る著作権その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。また、発注者は、当該成果物を無償で二次利用できるものとし、必要に応じて編集、改変等を行った上で利用できるものとする。
- ・受託者は、成果物の制作に当たり、第三者の著作権、肖像権、実演家権その他権利を侵害しないよう十分留意すること。第三者が権利を有する映像、写真、音楽その他素材を使用する場合は、受託者の責任において必要な権利処理及び手続を行うこと。
- ・成果物に関し、第三者との間で権利侵害等に係る紛争が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応するものとし、発注者は一切の責任を負わないものとする。
- ・受託者は、成果物に関し著作者人格権を行使しないものとする。

12. その他留意事項

- ・本業務は、契約書・仕様書・質問回答書に基づき履行するものとする。
- ・受託者は、発注者の指示に応じて、業務に係る資料・データ等を指定した形式で提供するとともに、必要な修正・追加を行うこと。
- ・本業務の履行にあたっては、関係する法令等を遵守すること。
- ・受託者は、業務履行期間に限らず、業務履行期間終了後も、本業務で知りえた機密、個人情報等について厳守すること。
- ・業務遂行にあたって必要となる経費については、全て本業務の委託料に含めるものとし、本仕様書に記載のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- ・受託者は、発注者と十分な協議を行いながら、本業務の目的達成に向けて業務を遂行すること。
- ・業務の進捗状況に関し、適宜進捗確認会議等を開催し、報告・調整を行うこと。
- ・本業務で制作した成果物及び取得した素材については、発注者が継続的に活用できるよう整理した状態で納品すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受託者が協議の上定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受託者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受託者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、発注者は受託者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受託者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には堺市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受託者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受託者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受託者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければならない。
- (3) 受託者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受託者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに発注者に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 発注者は、受託者が発注者に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 発注者は、受託者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行につい

て遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受託者が（１）に定める報告及び届出又は（２）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。